

個人による IMEI コード・オンライン登録制度の終了および携帯電話端末等の関税等支払い義務化について

2024 年 9 月

1 個人による IMEI コード・オンライン登録制度の終了

2023 年 10 月 1 日に開始したタジキスタンにおける個人による IMEI コード（International Mobile Equipment Identity：国際移動体装置認識番号）オンライン登録制度が、2024 年 7 月 31 日をもって終了しました。

個人による IMEI コード・オンライン登録制度とは、タジキスタン国内に持ち込んだ携帯電話及びセルラー機能を備えたタブレット端末（以下「端末」とする）の IMEI コードを、所有者ご自身が専用のサイトを通じて登録する制度でした（2024 年 8 月 1 日以降は、タジキスタン税関傘下の IMEI. TJ のみが IMEI コードを登録する権限を有する）。

この制度上、タジキスタン国内に持ち込まれる個人使用の端末 1 台分について、税関で免税の範囲内で（2,000 米ドル以下の物品）IMEI コードを無料登録することができました。IMEI コードを登録することによって、当国内で当国の携帯電話会社が提供する SIM カード（以下「当国の SIM カード」とする）を端末に挿入し、インターネット接続及び通話（以下「ネット接続等」）を行うことができました。

※IMEI コード登録を行わなくても、当国の SIM カードを端末に挿入してネット接続等を開始した日から 30 日間はネット接続等が可能でした（Wi-Fi 利用の場合、30 日経過後もネット接続等が可能）。

※無登録の端末又は 2 台目以降の端末については、その価格に対する 14%の関税及び手数料を支払うことで当国の SIM カードを通じたネット接続等が可能でした。

2 2024 年 8 月 1 日以降の制度の変更点

しかし、本年 8 月 1 日以降は当国に持ち込まれるすべての端末に対して、入国後に 14%の関税および手数料の支払いが義務付けられることとなりました。

※これまでと同様、当国の SIM カードを端末に挿入してネット接続等を開始した日から 30 日間は、ネット接続等は可能となります（Wi-Fi 利用の場合、30 日経過後もネット接続等が可能）。

関税及び手数料を支払わない場合、当国の SIM カードを端末に挿入してネット接続等を開始した日から 30 日が経過すると、自動的にネット接続等ができなくなります。

仮に、当国の SIM カードを端末に挿入してネット接続等を開始した日から 30 日が経過し、ネット等の接続が停止されたとしても、その後に関税及び手数料の支払いを済ませ、支払いが認証されれば、この端末は再びネット接続等ができるようになります。

持ち込んだ端末の関税及び手数料の支払いは、「ドゥシャンベ・シティ・バンク」の窓口限定されています。当国内に新たに持ち込んだ端末を「ドゥシャンベ・シティ・バンク」にご持参の上、端末の IMEI コードを窓口担当者に告げて、支払い手続きを行ってください。

支払いが完了した端末の IMEI コードは、当国政府によってホワイトリストに登録され、30 日が経過した後も当国の SIM カードを通じたネット接続等が可能となります。

※本件に関する詳細は、当国政府が運営する専用サイト（www.imei.tj）をご参照ください。